

国立大学独法化阻止 全国ネットワーク

趣旨

わが国の国立大学における「学問の自由」はいま、その100年の歴史の中で重大な危機にあります。すなわち政府、文部科学省は、行財政改革と称し、教育研究機関である大学に対しても、無理矢理に独立行政法人化（独法化）を強行しようとしています。

国立大学の独法化は単に国立大だけの問題にも、さらには大学だけの問題にも止まりません。国民全体に関わるものです。それは、この制度が教育と研究の衰退をもたらすというだけでなく、大学の社会に対する批判的な機能が致命的な打撃を受け、国家がその重要な警報装置の一つを失うことになるからです。また、国立大学という大学社会の一角で自由が奪われることは、公・私立大学にも少なくない影響を及ぼすに違いありません。

独立行政法人制度では、従来の組織から「企画・立案」機能が切り離されてこれが中央官庁に移ります。大学はこの指示に従って計画を作り、大臣の認可を受けなければなりません。このような制度は「独立」とは正反対に、大学を政府の直接統制下に置くものです。これが学問の自由とそのため大学の自治を保障した憲法23条に、そして教育への「不当な支配」を禁止した教育基本法10条に反することは明かです。

国立大学の改革は、現在行われている様々な官僚的な規制を撤廃して大学と諸構成員の自由と権利を拡大する方向でなされなければなりません。そのためにも、市民・納税者の意思を国立大学に反映させることは、「学問の自由」と矛盾しない方法で積極的に追求されなければなりません。

政府のこの無謀な政策を止めさせるための、また、国立大学のあり方を普通の人々の視点から考えていくための、職業や立場、党派や国籍を超えた人々のネットワークを結成します。自由を愛するすべての皆さんの参加を呼びかけます。

「国立大学独法化阻止 全国ネットワーク」規約

- 第1条 本会は「国立大学独法化阻止 全国ネットワーク」と称する。
- 第2条 本会の事務所は事務局長の処に置く。
- 第3条 本会は、国立大学の「独立行政法人化」が、従来持っていた大学自身による「企画・立案」機能を奪い取ることによって、国立大学の自治的、自立的機能を損なうものであることを懸念し、これを阻止しかつ新しい大学像を提案するための、職業や立場、党派や国籍を超えた、幅広い人々の運動体である。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次のことをおこなう。
- 1 この問題を広く市民に知ってもらうための活動
 - 2 大学当局、文部科学省、国会などへの要請・請願行動
 - 3 国立大学が真に市民に開かれたものとなるための討論と研究
 - 4 その他会の目的達成のために必要な事業
- 第5条 本会は、会の目的に賛同し、所定の入会金を納める個人をもって会員とする。
- 第6条 会員は出来るだけあつまって支部をつくり協力し合う。
- 第7条 会員は退会することができる。
- 第8条 本会の趣旨を理解し、支援していただく個人、団体を賛同人、賛同団体と称する。
- 第9条 本会に次の役員を置く。
- 1 代表 1名
 - 2 世話人 若干名
 - 3 事務局長 1名
 - 4 会計監査 若干名
- 第10条 本会は役員会によって運営する。
- 第11条 会員は単独で、あるいは連名して役員交代を求められることができる。
- 第12条 本会の経費は入会金および寄付金でまかなう。入会金は1,000円とする。
- 第13条 賛同団体には一口5,000円の寄付を要請する。
- 第14条 規約改正は会員の過半数の賛成による。投票は郵便、ファクス、電子メールにより行う。
- 第15条 この規約は2001年5月18日から発効する。

役員

代表 山住 正己

事務局長 豊島 耕一

840-8507 佐賀市本庄町1 佐賀大学理工学部

Tel/Fax 0942-43-6184,

メール toyo@cc.saga-u.ac.jp

世話人 近藤 義臣、白井 浩子、辻下 徹、

野田 隆三郎（会計）、橋本 修輔

会計監査 近藤 義臣（兼任）、橋本 修輔（兼任）